

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第3号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「よる」の次に「申請又は」を加え、同条中「を郵便又は」を「（以下「証明等」という。）の交付を郵便若しくは」に、「により」を「又は大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請し、又は」に、「返送」を「当該証明等の送付」に改める。

別表諸証明、写しの交付及び閲覧関係の表第1号中「交付申請手数料」を「交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（大和市印鑑条例の一部改正）

2 大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、登録者（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されている者に限る。次項において「利用者証明利用者である登録者」という。）が本人の印鑑登録の証明書の交付申請をしようとするときは、個人番号カードを市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に認証させ、かつ、規則で定める暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録の証の添付に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者証明利用者である登録者は、次に掲げる方法に

より印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

(1) 個人番号カードを市長が別に定める多機能端末に認証させ、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

(2) 大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

第16条中「及び第18条第3項」を削り、「印鑑登録の証」の次に「（同条第2項及び第3項の場合を除く。）」を加える。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。